

長崎県営バス観光株式会社定款

昭和37年12月29日制定

第 1 章 総 則

- 第1条 当社は、長崎県営バス観光株式会社と称する。
- 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
- (1) 旅行業及び広告業
 - (2) 物品、酒、煙草販売、宝くじ販売、及び軽食提供
 - (3) 手荷物一時預かり、及び損害保険代理店業
 - (4) 有料駐車場業
 - (5) その他附帯事業一切
- 第3条 当社は、本店を長崎市に置く。
- 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
- (1) 取締役会
 - (2) 会計参与
- 第5条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

- 第6条 当社の発行可能株式総数は、4,000株とする。
- 第7条 当社の株式を譲渡により取得する場合は、取締役会の承認を受けなければならない。
- 第8条 当社の株式の名義書き換え、その他株式に関する取扱いについては、取締役会の承認を受けなければならない。

第 3 章 株 主 総 会

- 第9条 当社の株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要があるときに臨時にこれを招集する。
- 第10条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
- 第11条 株主総会の議長は社長がこれに当たり、社長に事故があるときは他の取締役がこれに代わる。
- 第12条 株主が代理人により議決権を行使する場合には、その代理人は当社の株主に限らない。
- 第13条 株主総会の議事は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する。
- 第14条 株主総会議事録については、議事録作成人が議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役の記名捺印することを要する。

第 4 章 役 員

- 第15条 当会社に次の役員を置く。
- (1) 取締役 3名以上
 - (2) 会計参与 1名以上
- 取締役及び会計参与は、株主総会において選任する。
- 取締役及び会計参与の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。ただし、取締役及び会計参与の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 第16条 取締役及び会計参与の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の最終決算期に関する定時株主総会終結までとする。

第17条 取締役会の決議をもって、会長、社長各1名及び常務取締役1名を選任することができる。

第18条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役、各会計参与に対して発する。ただし、緊急の場合は、さらにこれを短縮することができる。

第19条 取締役及び会計参与の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第 5 章 計 算

第20条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第21条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿記載の株主に支払う。前項の剰余金の配当が、支払開始日の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

第22条 当会社は、設立に際して額面株式1,500株を発行する。ただし、額面株式の発行価格は、1株につき金10,000円とする。

第23条 本定款に定めない事項は、総て会社法の規定に従う。

上長崎県営バス観光株式会社の設立の為、定款を作成し、発起人は下に記名捺印する。

昭和37年12月29日

記名捺印 略

平成12年4月1日商法改正により一部改訂

平成13年10月1日商法改正により一部改訂(株式の額面制度廃止)

平成14年5月1日商法改正により一部改訂(監査役の任期変更)

平成19年5月25日会社法の施行により一部改訂

(機関設計・基準日の設定及び附則の変)

平成22年5月20日一部改定(公告方法の変更)

平成22年6月1日一部改訂(監査役の廃止・会計参与の設定及び株式譲渡制限の明示)

令和5年3月31日第16条一部改定(字句の変更、就任を選任へ変更)